山口県農薬安全使用指導要領

制定　　昭和４８年　１月
改正　　平成１５年１１月
改正　　平成１８年　１月
改正　　平成１８年　４月
山口県農林水産部

１　趣旨

農薬は、農業生産の向上に大きな役割を果たしているが、近年、自然・生活環境の保全や農産物の安全性の確保に関する社会的関心が高まっていることなどに伴って、自然環境の汚染、人畜・水産動植物などに対する危害、農産物の農薬残留などの防止を図ることが緊要となっている。

このような情勢に対応するため農薬取締法に基づく規定のほか、農薬安全使用の徹底及び農薬による危被害防止対策を強力に推進し、指導の万全を期するものとする。

２　指導推進事項

農薬の安全使用を推進するため、次の事項について指導徹底を図るものとする。

（１）農薬安全使用の徹底

ア　使用禁止農薬　　殺虫剤；ＤＤＴ、ＢＨＣ、パラチオン、エンドリン、アルドリン、マイレックス、ＴＥＰＰ、砒酸鉛、ディルドリン、クロルデン、トキサフェン、メチルパラチオン、ヘプタクロル、プリクトラン
殺菌剤；ヘキサクロロベンゼン、有機水銀剤、ＰＣＮＢ、ダイホルタン
除草剤；2,4,5-T、ＣＮＰ、ＰＣＰ（殺菌剤）

イ　使用規制農薬
水質汚濁性農薬　殺虫剤；ベンゾエピン、ロテノン
除草剤；シマジン
使用規制農薬については、本県では「使用しない」こととしている。

ウ　魚介類に対する被害防止
水産動植物の被害防止については、別添「水産動植物の被害に関する安全使用について」及び、「農薬の水田使用に伴う魚介類被害防止について」を定め、一層の自主的な安全使用を図る。

（２）農薬の危害防止
農薬散布中の事故防止を図るため、防除期間の徹底・危害防止方法・応急措置方法・農薬の正しい保管管理・使用後の容器の処理等について別添「農薬散布における危害防止について」等により周知徹底を期し、危害防止運動を展開する。

（３）農薬販売の適正化指導
農薬販売者に対し適正な農薬の保管・販売と農薬の安全使用の周知徹底を図る。

（４）農薬残留防止

ア　農作物中における農薬残留及び消長調査並びに農作物に及ぼす農薬の環境汚染についての調査を実施し、農薬の安全適正使用をすすめる。

イ　農薬の安全適正使用とともに、農薬の飛散防止対策の指導を徹底する。

ウ　ドリン類等による土壌残留が懸念されるほ場においては、食用作物（飼料作を含む）の栽培は行わない。

（５）不用農薬の適正処理
不用農薬については、これが放置されることなく、適切な処分が行われるよう周知

徹底を図る。

3　指導推進方法

（1）農作物病害虫・雑草防除指導基準の作成

県は農薬の効果や環境への配慮等を考慮した農作物病害虫・雑草防除指導基準を作成する。

（2）防除暦の作成指導

市町は、生産団体に対し、作目毎に農作物病害虫・除草防除指導基準に基づく防除暦の作成指導を行い、効率的かつ安全防除の推進を図るよう指導する。

（3）一般住民への啓発

市町は、農薬散布における危害防止の観点から、共同一斉防除を実施する場合は、事前に一般住民に対して防除時期・防除区域の周知徹底を図る。

（4）農薬安全使用月間の設定

ア　農薬の安全かつ適正な使用の徹底を図るため、農薬使用の最盛期に農薬安全使用月間を設定し、農業普及指導員、病害虫防除員、農協技術員、農薬管理指導士等による農薬の使用についての濃密指導を行う。

イ　農薬安全使用月間は市町において作目並びに地域の実情を考慮し、月間を設定し推進する。

（5）啓発宣伝

県及び市町は広報機関を活用し、広報活動を行うとともに農薬安全使用の啓発指導を行う。

（6）研修会・講習会の開催

県は、病害虫防除指導関係者に対し、病害虫の適正防除・農薬の安全使用等について研修会・講習会を開催し、指導者の育成を図る。

4　指導推進体制

県は、市町並びに関係機関団体の協力を得て、農薬安全指導を進めるため、次の体制を整え推進するものとする。

（1）情報の収集

県関係機関、市町、関係団体は、農薬の使用に伴う自然環境の汚染、人畜・水産動植物などに対する危害、農産物の農薬残留などの発生実態を把握し、問題が発生したときは県農業振興課長へ報告する。

（2）農薬安全対策推進協議会の開催

県は必要に応じて、県関係課、病害虫防除所、農業試験場、県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会山口県本部、県農業共済組合連合会、県農薬商業協同組合および県産業用無人ヘリ防除連絡協議会をもって構成する農薬安全対策推進協議会を開催し、農薬安全使用に係る基本方針推進上の具体策等を協議するとともに、この協議会の開催を通じて農薬安全使用の周知徹底を図る。

（3）県の指導

病害虫防除所・農林事務所農業部は、市町、農業協同組合など関係機関に対し、農薬の安全使用について指導の徹底を図る。

更に病害虫防除員を通じて生産団体の指導を積極的に行う。

（4）市町の指導

市町は、市町、農林事務所農業部、農協、病害虫防除員等をもって構成する「市町農薬安全対策推進協議会」を必要に応じて開催し、農薬安全指導の徹底を図る。

（5）関係団体の協力

県関係団体（県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会県本部、県農業共済組合連合会、県森林組合連合会、県農薬商業協同組合）は、それぞれの組織を通じて積極的に農薬安全使用対策の周知徹底を図る。

別添

１　水産動植物の被害防止に関する安全使用について

別表に掲げる農薬を使用する場合の場所及び方法については、次のとおりとする。

（１）散布された薬剤が、河川・湖沼・海域及び養殖池に飛散または流入するおそれのある場所では使用せず、これらの場所以外でも、一時に広範囲には使用しないこと。

（２）散布に使用した器具及び容器を洗浄した水、使用残りの薬液は河川などに流さず、地下水を汚染するおそれのない場所を選び、土に吸収させる方法で処理すること。特に、種子消毒剤等農薬の廃液処理に当たっては、周辺環境に影響を与えないよう十分に配慮すること。

２　農薬の水田使用に伴う魚介類の被害防止について

（１）魚毒性Ｃと定められている農薬については、山口県農薬安全使用指導要領の「水産動植物の被害防止に関する安全使用について」を厳守して使用すること。

（２）魚毒性Ｂのなかでも Ｂ－ｓ と定められている農薬については、魚類により魚毒性Ｃと同様の毒性を有するので、その使用は魚毒性Ｃに準じ十分注意して使用すること。

（３）魚毒性Ｂと定められている農薬については、一時広範囲に使用する場合、魚類に対する危険性もあるので、次の諸点を厳守して使用すること。

ア　農薬使用水田はあぜを高くし、排水口、或は漏水口をふさいで水漏を防止する。

イ　使用薬液が豪雨のため溢水となり、被害が生じた例があるので大雨の前後は使用をさけること。

ウ　処理田の水は少なくとも５日間は排水しないこと。

エ　粉剤を使用する場合、落水できる水田では落水して使用するか、浅水にして使用すること。

オ　粒剤を使用する場合、粉剤散布よりも魚類に対する被害が起こり易いので十分注意すること。ダイアジノン粒剤は落水できる水田では落水して使用するか、浅水にして使用すること。

カ　処理田において養魚を行う場合は魚毒性の消失を確認して行うこと。

３　農薬散布における危害防止について

（１）人に対する危害防止

ア　防除作業に従事する者の条件

（ア）防除作業に従事する者は、使用する機械の操作及び農薬の取扱いに十分熟練した者であること。また防除機を装着したトラクター及び自走式防除機を運転する者は、必要な運転免許証を所持している者であること。

なお、次の者は、防除作業に従事してはならない。

①　精神病者

②　酒気をおびた者

③　過労・病気・薬物（農薬を含む）の影響その他の理由により正常な防除作業ができない者

④　妊娠中の者

⑤　１５才未満の者

⑥　負傷中の者、生理妊娠中の婦人等農薬による影響を受けやすい者

イ　保守管理

（ア）機械・器具等

①　使用する防除機・トラクター等は、高性能農薬機械点検基準に従って点検整備し、操縦装置のほか、防護装置等の危険防止のために必要な装置についても正常な機能が発揮できるようにしておくとともに、付帯部分についても安全な状態で使用できるよう保っておく等適正な管理に努めること。

② 防除機の点検整備及び修理は、安全な状態でかつ安全な方法で確実に行うこと。また、屋内でエンジンを運転して点検整備を行う場合は、換気を適正に行うこと。

③ 防除機に取りつけられている防護装置を整備または修理等で取りはずす場合は、その部分の作動が停止していることを確認したのち取りはずすこと。また取りはずした防護装置等は、必ず復元すること。

④ エンジンが動いているとき、または過熱しているとき、燃料の補給をしないこと。夜間に給油を行う場合は、裸火等を照明に用いないよう特に注意すること。

⑤ 点検整備に必要な工具類は適正な管理をし、正しく使用すること。

（イ）農薬

① 農薬は、一定の保管箱または戸だな等に保管し、必ず錠をかけ、年少者等の手の届かない安全な場所に保管すること。また、保管している農薬の名称及び毒物・劇薬などの区分並びに保管数量を記録しておくこと。

② 農薬は別の容器に移しかえない。

③ 作業に従事する者は、使用する農薬の取扱説明書をよく読み、毒性、使用方法等について熟知しておくこと。

④ 特定毒物は、地方公共団体および農業団体など政令で定められている者以外は使用が認められていないので、個人で使用しないこと。また、団体は、政令（毒物及び劇物取締法による）に定められた届出を行ったかどうか確認すること。

⑤ 使用する農薬は、なるべく低毒性の農薬であることが望ましい。

⑥ 万一の事故に備えて農薬の名称及び毒物・劇物などの区分などを記録しておくとともに、毒性の程度や応急手当、解毒方法などを研究しておくことが望ましい。

ウ 防除衣、補助衣、保護具

農薬散布を安全に実施するためには、農薬が口や皮膚から体内に入らないように防除衣、補助衣、保護具などを上手に使用することが必要である。

（ア）防除衣

① 主な農薬散布時期は夏季であるため通気性があり、しかも防水度の高いもの、また安全性が高く作業がしやすいもの、さらに作業後の管理に便利なものを選ぶこと。

② 防除作業はそれぞれ特徴があり、どの防除作業にも向くとはいえないので対象作目によって防除衣や補助衣の選定、組合せが必要である。

ａ 不織布の防除衣

ある程度通気性がある。
軽いので作業しやすい。
長時間使用すると農薬が浸透してくる。
葉くずや枝などにひっかかると破れ易い。
露地野菜や短時間散布等、農薬のかかり方の少ない作業に向く。
粉剤の散布によい。

ｂ 完全防水加工のナイロンタフタ布とゴム引、ビニール引布を用いた防除衣

軽くて作業がしやすい。
通気性がない。
裏側にメッシュがはってある。
農薬を通しにくい。
果樹等液剤の多くかかる作業に向く。

③ 防除衣の洗たく方法

ａ　不織布の防除衣は合成洗剤に４時間浸漬後、手洗いによる洗たくをすること。

ｂ　ナイロンタフタ布の防除衣はやや濃い目の合成洗剤に浸漬後、洗たく機で洗たくをすること。

（イ）下着

吸湿性の高いアミシャツか綿製品のものを用いること。

（ウ）補助衣

①　防水加工をしたズキンのような頭から肩まで覆うことができる帽子、または防除用ネットのついた帽子を液剤散布の時には使用すること。

②　手袋はビニールかゴム製の長目のもので内側に吸湿性の高い綿の手袋をするか、綿メリヤスばりのものを使用すること。

（エ）保護具

①　目をまもるための保護メガネ、口から農薬の浸入を防ぐための農薬散布用マスク、皮膚をまもるための保護クリームなど農薬散布時には使用すること。

②　マスクは少し着用時の息苦しさがあるが、安全度の高い国家検定品のものを着用すること。

エ　防除作業前の注意

（ア）農薬を散布するほ場は、散布直後（特定毒物にあっては１週間）に入らないですむように、あらかじめ除草等の管理作業を行っておく。

（イ）特定毒物を散布するときは、防除実施の目的・区域および期日等が公示されているかどうか確認するとともに、防除実施地域附近の住民にとくに周知させておくこと。また、防除区域を明示する標識がなされているかどうかを確認しておくこと。

（ウ）防除作業の前日は、飲酒・徹夜等をさけて体の調子を整えておくこと。

（エ）作業に従事する人数は適正な交代要員を確保すること。

特定毒物を使用する場合は特に注意すること。

（オ）防除作業に従事するものは、農薬の付着・吸入等による被害防止のため、作業に必要なマスク保護クリーム、手袋、帽子、長靴、長袖シャツ、上衣、長ズボン、防除衣など、それぞれの作業に適応した保護具をととのえること。

（カ）衣服の一部、頭髪、手ぬぐい等が防除機、トラクター等に巻きこまれないよう、危険のない完全な服装をととのえること。

（キ）自走式防除機及び乗用型トラクターによる作業に従事する場合には安全用ヘルメットを着用すること。

（ク）子供や家畜等を農薬散布現場に近づけないこと。

オ　農薬運搬上の注意

（ア）農薬を運搬するときは、袋が破れたり、びんが割れたり、栓がゆるんだりして容器から、または振動や傾斜等によって防除機から農薬がこぼれないよう注意して運ぶこと。

（イ）農薬を弁当などの飲食物と一緒の箱等に入れて運搬しないこと。

カ　農薬の調整

（ア）散布液の調整は、慣れている人かまたは慣れた人の指導のもとに、必ずゴム手袋やマスクをし、農薬が人体に付着しないよう準備を整えたうえ取扱いに注意して行うこと。

（イ）散布液を調整するときは次のことを守ること。

①　散布液の分量は、当日使い切ってしまえる分量であること。

②　薬液をはかるときは、びんの周囲に薬液がこぼれないように注意し、計り終わったら１回ごとに必ず栓をしておくこと。もし、びんの周囲に薬液がついたときは布切などでよく拭きとり、拭きとった布切れ等は危険のないよう焼き捨

てる等の処分をすること。
③　乳剤の調製にあたっては、原液をはじめ少量の水に溶かしたのち、徐々に所定量の水と混合し、よくかきまぜること。
④　水和剤の調製にあたっては、粉末を少量の水で糊状によく練ってから、徐々に所定量の水を加えながらよくかきまぜて散布液をつくること。
⑤　濃厚な農薬をこぼした時の汚染された部分の土は、地下水の汚染のない場所に地中深く埋めること。
⑥　農薬が皮膚についたときは、直ちに石けん水でよく洗うこと。

（ウ）農薬用の計量調製等の器具類は専用のものを作り、他のことへ流用しない。

キ　防除作業中の注意

（ア）一般的注意

①　特定毒物を使用することを認められている農業団体等は、一定の資格を有する技術者の指導のもとに実施すること。指導者は自ら作業に従事することなく、作業者一人一人の行動をよく監視し、過労気味であったり、服装が不完全なものは交代させるか、適材適所に配置して無理のないようにすること。
②　散布作業に慣れてくると、油断して取扱いが粗雑になりがちになるので、作業にあたっては指導員の指示に従うなどのほか、各自でよく注意すること。
③　農薬による中毒をさけるため、作業は暑い時をさけて比較的涼しい時に行うこと。
④　作業をはじめるときは、附近の居住者および通行人や農作物等に対し、危害・薬害を及ぼさないよう防除の時間・風向等を十分考慮して行うこと。
⑤　特定毒物以外の農薬を散布するときでも、同一人が連続して作業に従事することなく、交代で作業に従事することが望ましい。
⑥　園芸施設・倉庫等室内で防除作業を行うときは、とくに農薬の吸入、付着をさけるような適正な保護具をつけるとともに作業には十分注意すること。
⑦　くん煙の場合も、くん煙後、定められた時間内は施設内に立入らないよう実施時間を配慮し、やむを得ず施設内に入るときは専用の防毒マスクを必ず着用すること。
⑧　果樹園のように高い所へ農薬を散布するときは、とくに農薬散布用保護衣（防水したもの）を着用のほか、ズキンのような頭から肩まで覆うことのできる帽子または防除用ネットのついた帽子を着用して安全をはかること。
⑨　作業中は喫煙を慎み、食事の前には必ず手や顔を洗い、うがいをすること。
⑩　作業中少しでも体の調子の悪いときは、直ちに医師の診断を受けること。
医師に農薬名・作業状況等を正確に知らせること。

（イ）防除機の運転操作

①　１０アール（または１ヘクタール）当たり散布量に応じた作業速度を保つとともに、散布幅の両端が重復して散布むらや薬害を起こさないよう作業を行うこと。
②　エンジン等の回転部分の音をよく聞き、異常のあるときは直ちに停止し、点検すること。
③　動力噴霧機の本体では圧力計の指示圧力が最高使用圧力以下であることを確めるとともに、調圧弁は吸い込み量の１０～２０％が余水としてタンク側に戻るよう常に作動させておくこと。
④　河川・池等から水を吸い上げるときは、泥等を吸い込まないよう注意するとともに、時々ストレーナのつまりを点検し、清掃すること。
⑤　散布にあたっては風向を考え、風下から風上に逐次散布し、常に体を風上側におき、農薬を浴びないようにすること。作業が終了した区域を再び通過すると、作物に散布された農薬が作業者に付着するから、あらかじめ決められた作

業順序に従うこと。

⑥　作業に従事する者以外をノズルや噴頭に近づけると農薬を浴びたり、帯電によるショックを起こすので、作業中は近づけないこと。

⑦　散布された農薬の一部が作業者の足もとにかからないよう、噴霧管や噴管との間隔を十分とること。

散布液をひどく浴びたたときは、直ちに体を洗い衣服をかえること。

⑧　吐き出し圧力と吐き出し量の大きいノズルにあっては、作業者はノズルの圧力を受けとめる姿勢をとるとともに転倒しない足場を確保すること。

⑨　ホースは､ノズル保持者が転倒しないよう作業速度に合わせて巻きとること。また強い力で引いて接続金具との結合部がはずれないよう注意すること。

⑩　背負動力散布機にあっては農薬の吹き出しを防ぐため、タンクのふたを確実に閉じること。また、肩あて・背あてクッションを適切な位置におき、人体に伝わる振動を少なくすること。また、深田でのほ場内作業や弱い畦畔では転倒しないよう注意すること。

⑪　散粉または散粒用多口ホース噴頭にあっては、繰り出しおよび巻取り時に破損を調べるとともに、作業中は作物や障害物に接触しないよう注意すること。

また、噴頭を著しく縮めて使用しないこと。

⑫　走行式動力散布機にあっては次のことに注意すること。

ａ　作業中は、機体や運転者が障害物に接触しないよう、前方並びに側方に注意すること。

ｂ　ほ場末端での回行または後進時には、道路の幅員と隅切りを確かめ、被けん引部のある場合は、被けん引車の車輪の移動に注意すること。また、最少回行半径の回行面積を確保すること。

ｃ　登坂時には傾斜の路面の状態に注意し､被けん引型では車輪のスリップを、トラクター装置型では前後のバランスに注意すること。

また、なるべくなら高等線にそって走行すること。

ｄ　見通しの悪い交差点または踏切りを通過することが多い場合は、自走式乗用型で車体前面と乗員座席の位置が著しく離れているものにあっては、側写鏡を装備する等によって左右の安全を確認できるよう措置を講ずること。

⑬　動力土壌消毒機にあっては、常に液もれ、注入深さ、圧射装置を点検しながら作業すること。

⑭　油性の農薬を使用する煙霧機では、発生する煙霧に火を近づけないこと。

ク　防除作業後の注意

（ア）特定毒物に指定された農薬を散布した後は、そのほ場に赤旗を立て、危険であることを示すこと。また必要日数を経過したときは取りはずすこと。さらに定められた期間内は、水じりを開けないこと。

（イ）クロルピクリンくん蒸剤等ガス利用による防除を行ったほ場や施設等は、ガスもれによる危害の起こらないよう気をつけるとともに施設では出入口に施錠や立札するなど、人が立入らないようにすること。

また水田等で魚毒性が強い農薬を使用した場合は、農薬がほ場外に流出しないよう注意すること。

（ウ）農薬の空容器、空袋等の処理に当たっては、廃棄物処理業者に処理を委託する等により適切に行うこと。

（エ）作業後の防除機の点検整備および長期に格納する場合の点検整備は、高性能農業機械点検基準に定められた項目に従って確実に行うこと。

（オ）保護衣・農薬用マスク・手袋等の保護具は十分に手入れし、次の作業のため保管すること。

（カ）防除作業を終了し、農業・防除機等の後始末が終わった後、直ちに入浴するか、

または手・足・顔等を石けんで良く洗い、うがいをすること。
（キ）着衣類は下着まで全部取り替え、十分に洗濯すること。
作業に使用した衣類は、翌日そのまま着用することのないよう注意すること。
（ク）作業に従事した日は飲酒を止め、夜ふかしをせず休養に努めること。気分が少しでも悪くなったら医師の診断を受けること。

（２）家畜に対する危害防止

農薬散布による従来の事故発生の状況をみると、大中家畜については、農薬の散布地域及びその附近の畦草や野菜などの散布直後の給与や飲水による経口中毒によるものが多い。

また鶏の場合には、農薬の飛散による吸入中毒・給餌器・飲水の汚染が主な原因となっているので、農薬の散布にあたっては次の諸点に注意する。

ア　散布前及び散布時の注意事項

（ア）特定毒物については公示が行われるが、その他毒性の強い農薬を使う場合も、散布前に散布地域・使用農薬の種類・家畜に対する諸注意事項を地域内の家畜飼養者に徹底させておくことが望ましい。
（イ）農薬散布にあたって、近接地に豚舎・牛舎・鶏舎・牧草などがある場合は風向を考慮し、農薬がかからないよう注意する。
（ウ）広範な集団防除を実施する場合は、農薬の飛散する地域が広域になり、また気化ガス体の影響も考えられるので、当該地域の家畜飼養者に対し、農薬の安全性が確認されるまで、戸外の繋留や放飼をしないよう要請する。
（エ）牧草・畜舎において家畜外部寄生虫駆除に使用する薬剤はいずれも薬事法の規定に基づき製造・輸入販売の許可を受けた医薬品または医薬部外品であること。従って、これらに農薬を使用しないこと。

イ　散布後の注意

（ア）散布後、その附近の野草、畦草、青刈り類の刈取りは、農薬の種類によって長短があり、おおむね２週間程度経過するまで行わないこと。従ってこれらの草類を家畜の飼料に供する場合は散布前に刈取っておくこと。
（イ）家畜が散布地域へ入らないようにし、特に水禽（アヒル・ガチョウなど）は水田・小川などへ入らないように細心の注意をすること。
（ウ）飲水は野外の天然水を避けて水道・井戸から補給すること。
（工）使用農薬の表示に従い、家畜の餌料に供しない旨の記載がある農薬を使用した農作物は、飼料として家畜に与えないこと。
（オ）万一、事故が発生した場合は、速やかに獣医若しくは最寄りの家畜保健所に連絡して手当を受けること。

（３）蚕に対する危害防止

桑園に使用した農薬が桑に残留したり、また桑園附近の田畑に散布した農薬が桑葉に付着したことを知らずにその桑葉を蚕に供与して事故を起こすことがある。従って蚕に対する危害の防止については次の諸点に注意する。

ア　桑園に直接農薬を散布する場合は残留期間の短い農薬を選び、蚕に被害を及ぼす恐れのある農薬の使用については、その農薬の残留期間を考慮して散布し、採桑間近の農薬散布を行わないこと。

イ　桑園の隣接地で農薬を散布する場合は次の事項に留意すること。

（ア）桑園に農薬が飛散しないように注意して散布すること。
（イ）農薬が桑園に飛散するおそれのある場合は、あらかじめその桑園の所有者に連絡し、蚕の飼育時期と農薬の残毒期間を考慮して、蚕・桑に被害を及ぼさないように注意すること。
（ウ）蚕に対する被害を防止するため協調委員会などを設置している地域においては、

その委員会に事前に協議すること。

（エ）協調委員会などが設置されていない地域で蚕に被害を及ぼすおそれのある時期に、集団的防除を実施する場合は、当該地区の養蚕農協などに十分連絡協議すること。

ウ　万一、農薬により桑が汚染した場合は、蚕業技術指導所の指導を受け、蚕に対して安全かどうかを確かめ、安全になるまでその桑の使用は避けること。

（4）ミツバチに対する危害防止

農薬の使用によりミツバチに対する被害が増大することのないよう、養蜂の行われているところでは農薬散布にあたって次の諸点に留意し、被害の防止に努めること。

ア　ミツバチは農薬に対して弱く、薬剤によっては訪花活動が低下したり、死亡したりすることがあるので、ハウスイチゴなどの作物の交配蜂（ポリネータ）として利用しているときには、注意が必要である。

イ　ナタネ・ミカンなどの直接蜜源となる作物に対する農薬の使用は、なるべく開花期の散布を避けること。